

会 則

鳥取県民間介護事業者協議会

(名称)

第1条 この会は鳥取県民間介護事業者協議会と言う。

(事務所)

第2条 この会は鳥取市古海707-1番地に置く。

(目的)

第3条 この会は、利用者の立場に立った質の高い介護サービスの提供をはかり、介護サービスの健全な発展を目的とする。

(事業の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護事業経営者としての理念を構築するための支援
- (2) サービスの質を向上させるためのさまざまな研修会の開催
- (3) 経営安定化のための経営相談
- (4) 高齢者介護に関わる情報の共有化
- (5) 高齢者が在宅でより快適に暮らすための行政への要望

(会員)

第5条 この会の会員は、民間介護事業者（株式会社、有限会社等）をもって構成する。

- (1) 会員はこの会の目的に賛同した、正会員及び準会員をもって構成する
- (2) 正会員は鳥取県内に本社を有する民間介護事業者とする
- (3) 準会員は鳥取県外に本社を有する民間介護事業者とする
- (4) 本会への会員の入会は役員会の承認を必要とする

(会費)

第6条 会員は、総会において定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 当会の目的に反したとき
- (3) 継続として1年以上会費を滞納したとき

(役員の種類及び定数)

第8条 この会に次の役員を置く

- (1) 幹事5名以上12名以内
- (2) 監事2名
- (3) 幹事の内会長1名、副会長3名以内とする
- (4) 顧問、相談役を置くことができる

(選任等)

第9条 幹事及び監事は総会において選任する。

- (1) 会長及び副会長は、幹事の互選とする

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- (1) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する
- (2) 幹事は幹事会を構成し、この会の定め及び総会または幹事会の議決に基づき、この会の業務を執行する
- (3) 監事は、次に掲げる職務を行う
 - 1.会長の業務執行の状況を監査すること
 - 2.この会の財産の状況を監査すること

(任期等)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする

(欠員補充)

第12条 幹事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者がかけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

- (1) 総会は、通常総会及び臨時総会、役員会及び幹事会とする

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) その他会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

- (1) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 1.役員が必要と認め、召集の請求をしたとき
 - 2.会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

- (1) 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は委任状を含め会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の構成)

第 21 条 役員会は、幹事と監事をもって構成する。

(役員会の機能)

第 22 条 役員会は、この会則に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 議会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第 23 条 役員会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 幹事総数の 3 分の 2 以上から役員会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

(役員会の招集)

第 24 条 役員会は会長が招集する。

(役員会の議長)

第 25 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の議決)

第 26 条 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第 27 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 28 条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない

(事業報告及び決算)

第 29 条 この会の事業報告書と収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会則の変更)

第 30 条 この会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の
多数決による決議を経なければならない。

(解散)

第 31 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

この会則は、平成 16 年 10 月 13 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日改正。

平成 28 年 5 月 19 日改正